

平成 2 2 年 度

公 營 企 業 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計)

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成22年7月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

公営企業部	業務課・水道課	平成22年9月21日	午後1時30分から
〃	業務課・下水道課	平成22年9月21日	午後3時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成21年度定期監査指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

### 【業務課・水道課】

1 水道及び使用料の滞納対策状況について

2 温泉使用料の滞納対策の状況について

3 平成23年度より簡易水道事業のうち、芦川町を除き上水道事業になるが、今後の課題と問題点について

4 境川浄・配水場及び御坂浄水場の進捗状況について

### 【業務課・下水道課】

1 下水道使用料及び受益者負担金の滞納対策について

2 下水道事業の進捗状況について

3 下水道事業における普及率と水洗化率の状況について

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

- 7 「工事請負実施（予定）調書」
- 8 「公有財産購入に関する調書」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 16 「郵便切手受払状況」

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成22年7月31日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に間違いがなく、受払が適正に行われていたことを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査における指摘・要望事項を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

業務課 水道課	事務 事業	①	水道料の滞納縮減に向けての対策については、職員の努力の跡が見受けられるものの、大きな縮減にはなっていないので、特に大口滞納者について、部全体での縮減対策を検討し、料金収納率の向上に努められたい。
------------	----------	---	---

		②	上水道の緊急雇用創出事業で水道メーターの交換作業を行っているが、本年度でこの補助はなくなるので、来年度の事業継続に向けての費用面等について検討をすること。	
		③	簡易水道事業の料金部門の包括外部委託については、メリット・デメリット等について良く検討を行い、滞納縮減に向けた取り組みを行うこと。	
		④	平成23年度より芦川町を除く簡易水道事業が上水道事業に移行するが、工事費用の予算措置については、経費の削減等に努め、健全な上水道事業の推進に努めること。	
		⑤	温泉使用料の滞納対策については、条例の見直し等について検討し、早急に改善策を講じること。	
		①	請求書、支出伝票及び支出負担行為の決裁日に日付の無かったものが多く見られたので、必ず記入しておくこと。	
	伝票について	②	旅費の概算・精算請求書の日付が未記入の書類があったので、必ず記入しておくこと。	
		③	昨年度も指摘したが、検査・検収調書の特記欄には立会人の氏名が未記入の書類がまだ見受けられたので、必ず記入しておくこと。	
		①	マニフェストにも掲げている、水洗化促進については、未加入者への接続依頼、普及促進のためのPR等を積極的に行い、普及率及び水洗化率の目標数値になるようにより一層の努力をすること。	
	業務課 下水道課	事務事業	②	下水道使用料及び受益者負担金の滞納対策については、努力の成果が見られるが、公平性の面からも厳しい態度を示し、滞納額の縮減に努めること。
			①	旅費の概算・精算請求書の日付が未記入の書類があったので、必ず記入しておくこと。
伝票について		①	旅費の概算・精算請求書の日付が未記入の書類があったので、必ず記入しておくこと。	

## 8 前年度定期監査指摘要望事項に対する対応措置について

平成21年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【業務課・水道課】

#### 《指摘要望事項①》

今後とも給水停止、分納誓約及び分納誓約不履行者への給水停止等を行い、時効が成立しないように、滞納料金の回収に努力し、財源の確保を図ること。

《対応措置の内容》

平成 21 年度から毎週火曜日を給水停止日とし、現年度の収納を強化するため新規で 3 期末納者、分納誓約不履行者等も停水を行い、未納料金の回収と料金収納率の向上に努めております。

平成 21 年度の未納者に対する状況は予告書送付件数 610 件（滞納金額 100,850,140 円）うち停水件数 157 件（納入金額 12,659,738 円）、徴収率 12.5%となっています。

平成 22 年度の 7 月までの給水停止執行状況は、予告書送付件数 172 件（滞納金額 15,530,643 円）うち停水件数 53 件（納入金額 4,115,492 円）、徴収率 26.5%となっています。未納額が小額のうちに給水停止執行を実施します。

《指摘要望事項②》

国からの指導にもあるとおり、簡易水道を上水道に統合することは、安心・安全な水の供給に繋がるので、早い時点で統合するように努力すること。

《対応措置の内容》

平成 23 年度 4 月から上水道事業会計に簡易水道会計を移行します。現在固定資産台帳の修正と会計システムへの固定資産台帳への入力作業を行っています。工務部門については、上水道事業として境川浄水場建設に着手しました。

《指摘要望事項③》

御坂町及び一宮町内の石綿管の布設替えについては、漏水等を防ぐためにも、早急に工事を行なうこと。

《対応措置の内容》

平成 19 年度に更新計画を策定して、その計画に基づき布設替えを実施しており、概ね平成 24 年度を目途に完了する予定で進めています。

《指摘要望事項④》

感熱紙の領収書の宛名は企業会計については、「笛吹市水道企業出納員」に、特別会計については、「笛吹市会計管理者」にすること。また、感熱紙の請求書と領収書は控えのコピーを添付しておくこと。

《対応措置の内容》

現在公営企業には 3 特別会計と 2 企業会計の会計事務をしています。3 特別会計の請求書と領収書については、「笛吹市会計管理者」名で統一しております。水道事業と温泉事業の 2 企業会計は本来条例どおりの名称で行うべきですが「笛吹市企業出納員」として領収をしています。

《指摘要望事項⑤》

検査・検収調書の特記欄には立会人の氏名を記入しておくこと。

《対応措置の内容》

昨年の指摘事項での部内での周知徹底不足のため、担当により記入漏れがあります。今後指

導徹底をいたします。

《指摘要望事項⑥》

温泉会計で支出負担行為の日付が、工事完了日より遅い日付のものがあったので、注意をすること。

《対応措置の内容》

平成 21 年度の公営企業法を適用し固定資産台帳を併用した会計システムを新たに導入しました。このため、工事台帳との関連入力に慣れていないため誤りました。平成 22 年度については正確に対応しています。

【業務課・下水道課】

《指摘要望事項①》

下水道使用料、受益者負担金の滞納対策の縮減については、今後も業務課と連携をして、引き続き努力されたい。

《対応措置の内容》

下水道使用料は、水道使用料金と併せて徴収を行っており、業務課の料金滞納者に対する給水停止措置などを行い滞納額の徴収に努めます。

受益者負担金についても、下水道課職員による個別訪問をして滞納徴収に引き続き努力をしていきます。

《指摘要望事項②》

下水道接続可能区域における、水洗化率の向上をより一層図ること。

《対応措置の内容》

下水道の加入促進については、市の広報紙・ホームページ・各種イベント等を活用して水洗化のための広報活動を行っています。供用開始した地域の世帯に対して、地区の説明会のほか接続のお願いのための通知・チラシ等を活用し個別に訪問を行っています。

また、本年度は啓発用品を活用し、部長以下職員で駅前の啓発活動を行ったりした。以降も引き続き下水道加入率向上に努めていきます。

《指摘要望事項③》

検査・検収調書の特記欄には立会人の氏名を記入しておくこと。

《対応措置の内容》

指摘後、確認しながら事務を執行しています。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

## 【業務課・水道課】

### 《指定事項①》

水道使用料の滞納対策状況について

#### 《現状及び今後の方針》

平成 21 年度から毎週火曜日を給水停止日とし、執行通知の発送を行っています。窓口での対応で金額が小額（1 万円～2 万円）の滞納者は全額納入することが出来ますが、滞納期間が長期で 10 万円以上になると全額納入が困難であります。経済状況が厳しいようですが未納額が小額のうちに給水停止を行います。

### 《指定事項②》

温泉使用料の滞納対策の状況について

#### 《現状及び今後の方針》

物件がなく権利だけを所有している使用者がいます。半口権利で年間 7 万円、1 口権利では 13 万円となるため権利所有者の使用料の未納が年々増加しています。この状況の解決策は契約の解除を行うしかありません。しかし、契約解除の条文は「規定」でのため、条例の見直しの検討が必要となります。

### 《指定事項③》

平成 23 年度より簡易水道事業のうち、芦川町を除き上水道事業になるが、今後の課題と問題点について

#### 《現状及び今後の方針》

上水道事業に移行するにあたり、工務関係については「笛吹市水道基本計画」の年次計画に基づき順次遂行して行きますので、特に問題はありますが、工事を遂行するにあたり多額の費用が必要となります。

笛吹畑かんの余剰水を活用した浄水場建設には国の補助事業ですが、他の関連事業は自己財源（起債）で行わなければなりません。

今後起債の償還が水道会計を圧迫することが予想されます。又、100 年に 1 度の経済危機で一般会計からの繰出は望むことは出来ません。さらに、料金の統一改定の際、平成 25 年度までは料金の見直しをすることは出来ません。

既設水道施設の廃止等で経費の削減に努めるほか、料金部門の包括外部委託を検討しています。

### 《指定事項④》

境川浄・配水場及び御坂浄水場の進捗状況について

#### 《現状及び今後の方針》

##### 【境川浄水場】

平成 22 年 1 月	工事着手
4 月	配水地・浄水棟（地下部）立ち上がりコンクリート打設
5 月	浄水棟（地下部）防水工事・埋め戻し完了

- 6月 浄水棟（地下上部）立ち上がり・スラブコンクリート打設  
7月 浄水棟（地下上部）防水工事完了、(1階)配筋・型枠建て込み開始  
進捗率 74%

#### 【境川配水場】

- 平成 22 年 1 月 工事着手  
4 月 配水地基礎コンクリート工事完了  
流量計室捨てコンクリート工事完了  
5 月 流量計室耐圧盤工事、外構工事着手  
6 月 流量計室（地下・1階）コンクリート打設  
7 月 流量計室型枠解体・室内配管工事  
配水地、底板・側板組立て、足場設置  
進捗率 45%

#### 【御坂浄・配水場】

今年度は用地買収までの計画。

5月12日に地権者説明会を行って、現在は税務署と税務協議まで整っています。

9月中旬より個別交渉に入っていく予定です。

#### 【業務課・下水道課】

##### 《指定事項①》

下水道使用料及び受益者負担金の滞納対策の状況について。

##### 《現状及び今後の方針》

下水道使用料は、水道使用料金と併せて徴収を行っており、業務課に専任の徴収員を設置し、滞納料金の徴収に積極的に努めています。また、滞納者に対する給水停止措置などを行い、滞納者には厳しい姿勢で対応しています。

受益者負担金についても、滞納徴収について引続き努力をしていきます。

##### 《指定事項②》

下水道事業における普及率と水洗化率の状況について。

##### 《現状及び今後の方針》

芦川村を除いた区域で、公共下水道事業を実施していますが、平成 22 年 3 月末現在、行政人口 71,166 人、処理区域内人口 41,440 人で、下水道普及率は 58.2%、水洗化率は 76.8%となっています。

##### 《指定事項③》

下水道事業の進捗状況について。

##### 《現状及び今後の方針》

平成 22 年度末には、普及率を 59.5%に引き上げる予定です。

ただし、下水道事業自体は、「経営健全計画」に則り、当面は下水道事業債の償還に重きを置くため、目に見える事業の進捗は望めない状況にあります。



そのため、普及率アップには布設済み区域での加入促進が重要になっており、個別訪問による未加入者宅への接続依頼は普及促進・効果が大きいと見られ、重点的に行ってまいります。